

## 『伊達家内秘文書』について

### —『大日本古文書伊達家文書』の拾遺—

#### はじめに

仙台伊達家に伝来した古文書は、『大日本古文書「伊達家文書』』として出版され、多くの利用に供されてきている。伊達家伝来の厖大な古文書は絵画・什物等と共に、昭和二十六年に伊達家より仙台市に寄贈され、現在は仙台市博物館に所蔵されており、且つ同館からは近年『伊達家寄贈文化財目録』<sup>(1)</sup>三冊も出版されていて、研究の便は更に高められたといえよう。『伊達家文書』は、奥付によれば、卷一の出版は明治四十一一年一月のことで、爾來大体年間二冊の速度で梓行され、大正三年十一月に「追加」としての巻十が刊行されている。総数三四九五点、元弘三年十月日付伊達道西<sup>綱真</sup>言上状から慶應三年十二月日付の飼猪勝之助上書写など幕末にまで及ぶものである。

本所では、昭和四十八年九月に「仙台藩残存史料の調査」を行ない、そ

の一環としてこの伊達家伝来の古文書類の調査を行なった。そして「伊達家文書」の原本の他にも相当量の史料が残存していること、この中には「伊達家文書」の編纂の際に取捨撰択によって省略されたとは考え難い文書も含まれていてことなどを確認したのである。これらは或いは脱漏したものでもあるうかと考えられたが、帰所後、本所架蔵の『別伊達家文書』・『伊達家内秘文書』等の調査研究により、伊達家伝来文書の中には「伊達家文書」編纂當時これに収録されるべきものであったに拘わらず、種々の事情で印行されなかつたものが少なくなかつたことを知るに至つた。

『本伊達家文書』は十三冊あつて、大正三年に謄写されたものであり、「伊達家文書」の編纂基準から落ちた、いわば不収分である。<sup>(3)</sup> 文書・

### 橋本政宣

記録・帳簿等七八〇余点が収められている。その後の目覚ましい研究分野の拡大と深化により、改めて注目すべきものを含まれているといえるが、この検討はここでは省略する。『伊達家内秘文書』は、五冊あつて、表紙の右肩には<sup>(4)</sup>黒印が捺されている。厖大な本所架蔵本の中でも、この五冊は丸秘の扱いがなされ一般の披見は許されなかつたものである。所収文書の殆んどは近世文書で、特に仙台藩政史・財政史の研究上重要なものであり、一部が「伊達家文書」巻十に所収された他は、未紹介のものである。

今日、仙台市博物館所蔵の伊達家伝来文書の全ては公開されており、またこの『伊達家内秘文書』の丸秘扱いも解除されたので、ここにその概略を紹介して『大日本古文書「伊達家文書』』の闕を補う一助とし、併せて若干の考察を行ないたい。

#### 注

(1) 「美術・工芸」(昭和四十年三月刊)、「古文書I」(同四十年十二月刊)、

「古文書2・記録」(同四十一年十二月刊)。原本番号順に配列し、「伊達家文書」所収分はその文書番号も附記。小稿は、これより多大の便宜を受けた。

(2) 本紙「採訪出張報告」(一四四頁)参照。

(3) 架番号2071-23-7謄写本。一冊目の扉書には「大日本古伊達家文書「別本」文書不収伊達家文書「別本」」とある。文書不収伊達家文書「別本」

一」とある如く、全て大日本古文書不収を角書してある。最後の十三冊目に記載の奥書があり、「右別伊達家文書 大正三年十一月 伯爵伊達宗基氏蔵本謄写了」とある。尚、この奥書の「別本」は初め「大日本古文書不収」を角書してあったが、紙序を貼付して改められている。

(4) 架番号2071-23-6謄写本。

(5) この小稿作成に当つては、念のため仙台市博物館に問合せたところ、伊

達家から仙台市に文書類が寄贈された際にはその公開等に關して特別の制約は無かった由である。

### 『伊達家内秘文書』所収文書目録

『伊達家内秘文書』(以下「内秘文書」と略す)には総数二六四点(添状等)の文書類を收める。これらを大別すれば、三代藩主綱宗隠居後の動静に關するもの、四代綱村の身上及び政事等に關する奉行(家老)や近習目付等の諫書・意見書、五代吉村の財政改革関係史料、六代宗村の雜事覚書、七代重村の代始めに於ける重臣・近臣の政事意見書及び同代の財政史料、十二代慶邦の時に徵された功臣の事蹟書上等である。

『内秘文書』の成立事情等を考察する前に、まずこれに収録されてい文書番号を付してみた。文書名は概ね「伊達家文書」に従つた。挨拶書・問合書等がそれである。年代推定は出来るだけ行なつたが、仙台市博物館所蔵の原本との照合は、これをなしえたのは実は九牛の一毛に過ぎなく、従つて、自筆と右筆の判別は勿論、正文と写の識別も明確にしえなかつたものもある。しかし「伊達家文書」にも多数の例を見る如く、花押、印章の据えられていない文書にも、正文は存すると考えられるので、疑問のものは敢えて写とせず、備考欄に※印を付して後考を俟つこととした。尚、一部は「伊達家文書」卷十に収録されており、大槻文彦氏の労作『伊達騒動実録』乾に印行されているものも存するので、その番号或いは頁数を備考欄に注記しておいた。

冊数	番号	年月日	文書名	宛所	原本番号	備考
1	(寛文元年九月廿六日)	立花忠茂書状	伊達綱宗宛	九〇四	〔実録〕 〔八六頁〕	
2	(寛文元年八月十八日)	立花忠茂書状	伊達綱宗宛	九〇四	〔実録〕 〔八三頁〕	
3	(寛文元年三月十六日)	立花忠茂書状	伊達綱宗宛	九〇四	〔実録〕 〔八三頁〕	

4	〔寛文元年四月十七日〕	立花忠茂書状	伊達綱宗宛	九〇四	〔実録〕 〔八六頁〕
5	〔寛文元年四月十一日〕	立花忠茂書状	伊達綱宗宛	九〇四	〔実録〕 〔七七頁〕
6	六月三日	立花忠茂書状	伊達綱宗宛	九〇四	〔実録〕 〔七九頁〕
7	〔寛文元年五月五日〕	立花忠茂書状	伊達綱宗宛	九〇四	〔実録〕 〔八五頁〕
8	五月九日	立花忠茂書状	伊達綱宗宛	九〇四	〔実録〕 〔八七頁〕
9	五月十一日	伊達綱宗書状	伊達綱村宛	九〇四	〔実録〕 〔八〇頁〕
10	〔寛文元年九月廿九日〕	伊達綱宗書状	伊達綱村宛	九〇四	〔実録〕 〔八七頁〕
11	〔寛文元年九月廿九日〕	某(立花忠茂)書状	伊達綱宗書状案	九〇四	〔実録〕 〔八〇頁〕
12	〔貞享五年五月十一日〕	伊達綱宗書状	伊達綱村宛	九二一	〔伊文〕 〔三四六号〕
13	〔貞享五年七月十三日〕	伊達綱宗書状	伊達綱村宛	九二一	〔伊文〕 〔三四六号〕
14	〔貞享五年七月十三日〕	伊達綱宗書状	伊達綱村宛	九二一	〔伊文〕 〔三四六号〕
15	〔元禄四年八月十八日〕	伊達綱宗書状	伊達綱村宛	九三〇	〔伊文〕 〔三四六号〕
16	〔元禄四年九月晦日〕	伊達綱宗書状	伊達綱村宛	九三〇	〔伊文〕 〔三四六号〕
17	〔元禄十五年十一月七日〕	伊達綱宗書状	伊達綱村宛	九三〇	〔伊文〕 〔三四六号〕
18	〔元禄十五年霜月十八日〕	伊達綱宗書状	伊達綱村宛	九三〇	〔伊文〕 〔三四六号〕
19	十一月十九日	伊達綱宗書状	瀬上宗教宛	九八一	〔伊文〕 〔三三五三号〕
20	〔元禄十六年八月六日〕	伊達綱村書状	伊達吉村宛	九八三	〔伊文〕 〔三三五三号〕
21	〔元禄十五年五月廿一日〕	古内義如諫言遺書案	伊達吉村宛	一〇〇五	〔伊文〕 〔三三五三号〕
22	〔延宝五年八月廿五日〕	武市通尚外三名連署諫書	伊達吉村宛	一〇一六	〔伊文〕 〔三三五三号〕
23	〔延宝五年九月十九日〕	武市通尚外三名連署諫書	伊達吉村宛	一〇一六	〔伊文〕 〔三三五三号〕

24	(延宝五年)九月廿七日	武市通尚外三名連署 諫書	一〇一六
25	(延宝五年)閏十二月十五日	柴田宗意外二名連署 諫書	一〇一七
26	(延宝六年)正月十九日	武市通尚外五名連署 諫書	一〇一九
27	(延宝六年)正月廿一日	富田氏紹外三名連署 諫書	一〇一〇 ※
28	(延宝八年)六月十四日	長沼心貞諫書	一〇一一
29	(延宝八年)九月九日	長沼心貞諫書	一〇一三
30	(延宝八年)九月七日	五嶋竜安諫書	一〇一四
31	(延宝八年)十月朔日	木幡信清諫書	一〇一五
32	(延宝八年)十月六日	宮城景始諫書	一〇一六
33	(延宝八年)九月十一日	長沼心貞存慮書	一〇一七
34	二月十九日	伊達綱村書状	一〇一八
35	二月十九日	佐々定隆書状	一〇一九
36	(元祿二年)二月卅日	伊達綱宗口上覧	一〇二〇
37	三月十八日	伊達綱村書状	一〇二一
38	七月晦日	伊達綱村書状	一〇二二
39	八月三日	伊達綱村書状	一〇二三
40	(元祿四年)閏八月廿二日	伊達綱村書状	一〇二四
41	(元祿四年)九月六日	伊達綱村書状	一〇二五
42	(元祿四年)九月六日	伊達綱村口上覧	一〇二六
43	伊達綱村書状	高泉兼康宛	一〇二七
44	伊達綱村口上覧	高泉兼康宛	一〇二八
45	九月廿九日	伊達綱村書状	一〇五三 ※
46	十一月十日	伊達綱村書状	一〇五三
47	(元祿三年)十月十一日	伊達綱村書状控	一〇五五
48	(元祿三年)十一月廿日	伊達綱村請書控	一〇五五
49	(元祿四年)十一月十日	石川宗弘遺書	一〇五六
50	(元祿四年)正月廿六日	石川宗弘口上覧	一〇五六
51	(元祿四年)正月廿七日	柴田宗意添狀 諫書	一〇五七
52	(元祿七年)五月十四日	德川光圀書状写	一〇五九
53	(元祿七年)五月十八日	伊達綱村起請文	一〇五九
54	(元祿七年五月十七日)	徳川光圀自筆書状	一〇五九
55	(元祿七年)五月十六日	伊達綱村書状案	一〇六〇
56	(元祿七年)五月十六日	伊達綱宗書状	一〇六〇
57	(元祿七年)五月十六日	伊達綱宗書状	一〇六〇
58	(元祿七年)五月十七日	伊達綱宗書状案	一〇六〇
59	(元祿七年)五月十八日	伊達綱宗書状	一〇六〇
60	(元祿七年)五月十八日	伊達綱村書状案	一〇六〇
61	(元祿九年)五月七日	伊達綱村書状	伊達吉村宛

62	(元祿十四年) 九月十一日	伊達吉村請書控	三月十四日	表目付衆存慮書	一〇九一	
63	(元祿十四年九月)	伊達吉村意見書	十一月十一日	柴田宗意大條宗快連 譴書	一〇九一	
64	(元祿十四年九月十一日)	伊達綱村挨拶書	○七三	〔天和元年〕正月廿五日	宮城景始外二名連署 譴書	一〇九三
65	(元祿十六年七月廿七日)	遠山良雄起請文	六月四日	長沼心貞外二名連署 譴書	一〇九四	
66	(元祿十六年七月廿九日)	中村成義外二名連署 起請文	○七三	〔延宝七年〕三月十八日	武市通尚外二名連署 譴書	一〇九五
67	(正徳元年十二月廿一日)	伊達吉村意見書	○七七	〔延宝六年九月〕三月廿五日	武市通尚外二名連署 譴書	一〇九六
68	(天和二年一月十三日)	富田氏紹諫書	一〇八一	〔延宝六年九月〕十月七日	木幡信清長沼心貞連 譴書	一〇九七
69	(天和二年一月廿一日)	宮城景信諫書	一〇八四	〔延宝四年九月〕四月廿三日	阿部正武書状	一〇九八
70	(天和二年三月十三日)	長沼心貞添狀	一〇八五	〔伊文〕三三四一號	伊達綱村書状	一〇九九
71	(延宝五年十一月十五日)	柴田宗意外二名連署 状案	一〇八五	〔伊文〕三三四二號	小梁川宗敬請書	一一〇〇
72	(延宝五年十一月廿九日)	柴田宗意外二名連署 状案	一〇八六	〔伊文〕三三四三號	後藤近康書状	一一〇一
73	七月六日	柴田宗意外二名連署 署意見書	一〇八六	〔伊文〕三三四四號	後藤近康宛	一一〇二
74	七月六日	田村白住和田房長連 署意見書	一〇八八	〔伊文〕三五六一號	奥小性衆宛	一一〇三
75	三月廿五日	伊達氏奉行衆諫書	一〇八九	〔伊文〕三五六二號	佐藤易信宛	一一〇四
76	三月廿五日	柴田宗意外四名連署 連署口上覧	一〇九〇	〔伊文〕三五六三號	佐藤易信宛	一一〇五
94	(元祿七年九月正月廿三日)	稻葉正通書状	93	〔元祿六年十二月廿五日〕	稻葉正通書状	一一〇六
92	廿九日	伊達綱村挨拶書	91	廿九日	伊達綱村問合書	一一〇七
90	廿九日	伊達綱村問合書	89	廿九日	伊達綱村問合書	一一〇八
88	廿九日	伊達綱村書状	87	廿九日	伊達綱村書状	一一〇九
86	六月三日	柴田宗意添狀	85	六月三日	柴田宗意添狀	一一〇一
84	六月三日	伊達綱村書状	83	六月三日	伊達綱村書状	一一〇二
82	六月三日	後藤近康覺書	81	六月三日	後藤近康宛	一一〇三
80	六月三日	奥小性衆宛	79	六月三日	奥小性衆宛	一一〇四
78	六月三日	佐藤易信宛	77	六月三日	佐藤易信宛	一一〇五
76	六月三日	佐藤易信宛	75	六月三日	佐藤易信宛	一一〇六
74	六月三日	佐藤易信宛	73	六月三日	佐藤易信宛	一一〇七
72	六月三日	佐藤易信宛	71	六月三日	佐藤易信宛	一一〇八
70	六月三日	柴田宗意添狀	69	六月三日	柴田宗意添狀	一一〇九
68	六月三日	柴田宗意添狀	67	六月三日	柴田宗意添狀	一一〇一〇
66	六月三日	柴田宗意添狀	65	六月三日	柴田宗意添狀	一一〇一
64	六月三日	柴田宗意添狀	63	六月三日	柴田宗意添狀	一一〇二

三

106	105	104	103	101	102	100	99	98	97	96	95
(享保七年五月)	(享保七年五月)	(享保七年五月)	(元祿六年十一月廿四日)	(元祿六年十一月廿四日)	(元祿六年十二月廿四日)	(元祿六年十二月廿四日)	(元祿六年十二月廿四日)	(元祿六年十二月廿四日)	(元祿六年十二月廿四日)	(元祿六年十二月廿四日)	(元祿六年十二月十八日)
立納り金遣方大図書	伊達吉村挨拶書控	岩淵安次意見書	伊達綱村書状案	稻葉正通宛	伊達綱村書状案						
一ヶ年中江戸国許	一ヶ年中江戸国許	一ヶ年中江戸国許	岩淵安次宛								
二二五八	二二五八	二二五八	二二五八	二二五八	二二五八	二二五八	二二五八	二二五八	二二五八	二二五八	二二五八

124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107
(享保六年三月廿三日)	(享保六年閏七月)	(享保六年九月十七日)	(享保六年九月十七日)	(享保六年八月廿六日)	(享保六年八月廿四日)	(享保六年八月廿四日)	(享保六年九月十八日)	(享保六年九月十八日)	(享保六年九月廿一日)	(享保七年四月廿一日)	(享保七年九月十四日)	(享保七年六月十日)	(享保七年三月十二日)	(享保七年五月)	(享保七年五月)	(享保七年五月)	(享保七年五月)
伊達吉村問合書	伊達吉村挨拶書控	小嶋恭敬口上書	小嶋恭敬存廬書	葦名盛連柴田朝信連署添状	岩淵安次請書	岩淵安次請書	葦名盛連意見書	葦名盛連意見書	葦名盛連意見書	葦名盛連意見書	葦名盛連意見書	中村成美外三名連署	葦名盛連宛	江戸遣金書立	跡縁金書立	稲葉正通宛	稲葉正通宛
三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六
三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六	三五六

「伊文七号文書  
引用サル」

125	(享保六年)	伊達吉村挨拶書控	二二五八
126	(享保六年)	伊達吉村問合書 八月廿六日	二二五九
127	(享保六年)	伊達吉村挨拶書控 六月六日	二二六〇
128	(享保六年)	伊達吉村覺書控 八月廿一日	二二六一
129	(享保六年)	伊達吉村覺書控 九月二日	二二六二
130	(享保六年)	岩淵安次口上書 九月	二二六三
131	(享保七年)	江戸国許納方遣方大 二月二日	二二六四
132	(享保七年)	岩淵安次口上書 三月二日	二二六五
133	(享保七年)	岩淵安次意見書 八月十一日	二二六六
134	(享保六年九月)	岩淵安次意見書 八月	二二六七
135	(享保六年九月)	岩淵安次意見書 八月廿八日	二二六八
136	(享保六年九月)	岩淵安次意見書 九月二日	二二六九
137	(享保六年九月)	江戸京都借金高并買 縣り金大國吟味書 九月	二二七〇
138	(享保六年九月)	岩淵安次意見書写 九月十四日	二二七一
139	(享保六年九月)	岩淵安次意見書写 九月十四日	二二七二
140	(享保六年九月)	葦名盛連添狀 九月十五日	二二七三
141	(享保七年九月)	葦名盛連覚書 四月	二二七四
142	(享保七年九月)	岩淵安次口上書 十二月	二二七五
143	(享保七年九月)	跡継金大國吟味書 五月	二二七六
144	(享保七年九月)	金銀指引大國吟味書 八月	二二七七
145	(享保七年九月)	伊達宗村覺書写 一月十八日	二二七八
146	(享保十五年)	黒沢俊栄外三名連署状 四月廿九日	二二七九
147	(享保十五年)	稻葉正親書状 四月十七日	二二八〇
148	(享保十五年)	稻葉正親書状 四月十七日	二二八一
149	(享保十五年)	稻葉正親書状 三月廿九日	二二八二
150	(享保十五年)	稻葉正親書状 五月廿二日	二二八三
151	(享保十五年)	稻葉正親書状 五月十六日	二二八四
152	(享保十五年)	稻葉正親書状 五月十七日	二二八五
153	(享保十五年)	松平正容書状写 五月十七日	二二八六
154	(享保十五年)	松平正容家督以後物 入書立写	二二八七
155	(享保十五年)	稻葉家成月並七月 迄入用大概積書写	二二八八
156	(享保十五年)	稻葉正親覺書写	二二八九
157	(享保十五年)	稻葉正親書状 四月八日	二二九〇
158	(享保十五年)	稻葉正親書状 五月七日	二二九一
159	(享保十五年)	稻葉正親書状 五月七日	二二九二
160	(享保十五年)	稻葉正親書状 五月三日	二二九三
161	(享保十五年)	伊達宗昭覺書写 五月三日	二二九四

182	181	五月三日 (宝曆七年) 正月廿八日	伊達村豊申渡書写 伊達吉村遺言宗村覺 伊達宗村雜事覚書 伊達重村覺 伊達吉村宛	伊達吉村遺言宗村覺 伊達吉村遺言宗村覺 伊達吉村遺言宗村覺 伊達吉村遺言宗村覺 伊達吉村遺言宗村覺	一五五 一三五八 一三五八 一三五八 一三五八	五月十三日 (宝曆七年) 伊達宗昭書状	伊達吉村遺言宗村覺 伊達宗村雜事覚書 伊達重村覺 伊達吉村宛	伊達吉村遺言宗村覺 伊達宗村雜事覚書 伊達重村覺 伊達吉村宛	一五五 一四三七 一四三七 一四三七	五月三日 (宝曆七年) 伊達吉村遺言宗村覺 伊達吉村宛	伊達吉村遺言宗村覺 伊達吉村遺言宗村覺 伊達吉村遺言宗村覺 伊達吉村遺言宗村覺 伊達吉村遺言宗村覺	一五五 一四三七 一四三七 一四三七 一四三七	
180	179	閏十一月八日 (宝曆六年) 九月九日	伊達重村寒外四名連署 意見狀 伊達重村挨拶書控	伊達重村寒外四名連署 意見狀 伊達重村挨拶書控	一四四七 一四四七 一四四七	閏十一月八日 (宝曆六年) 九月九日	伊達重村寒外四名連署 意見狀 伊達重村挨拶書控	伊達重村寒外四名連署 意見狀 伊達重村挨拶書控	一四四七 一四四七 一四四七	閏十一月二日 (宝曆六年) 九月十一日	田村村隆書状 中島成康意見書 柴田成義意見書 吟味書	伊達重村宛 伊達吉村宛 伊達吉村宛 伊達吉村宛	一四四七 一四四七 一四四七 一四四七
178	177	閏十一月十六日 (宝曆六年) 十一月廿九日	田村村隆書状 伊達重村宛	田村村隆書状 伊達重村宛	一四四七 一四四七	閏十一月三日 (宝曆六年) 九月廿八日	田村村隆書状 伊達重村宛	田村村隆書状 伊達重村宛	一四四七 一四四七	閏十一月三日 (宝曆六年) 十月朔日	富田以実意見書 齊藤新右衛門意見書 齊藤新右衛門意見書	伊達重村宛 伊達重村宛 伊達重村宛	一四五二 一四五二 一四五二
176	175	閏十一月十八日 (宝曆六年) 十一月廿九日	田村村隆書状 伊達重村宛	田村村隆書状 伊達重村宛	一四四七 一四四七	閏十一月三日 (宝曆六年) 九月廿八日	田村村隆書状 伊達重村宛	田村村隆書状 伊達重村宛	一四四七 一四四七	十一月三日 (宝曆六年) 十月朔日	富田以実意見書 齊藤新右衛門意見書 齊藤新右衛門意見書	伊達重村宛 伊達重村宛 伊達重村宛	一四五二 一四五二 一四五二
174	173	閏十一月十九日 (宝曆六年)	田村村隆書状	伊達重村宛	一四四七	閏十一月三日 (宝曆六年)	田村村隆書状	伊達重村宛	一四四七	十一月三日 (宝曆六年) 十一月	富田以実意見書 富田以実意見書	伊達重村宛 伊達重村宛	一四五二 一四五二
172	171	閏十一月二日 (宝曆六年)	田村村隆書状	伊達重村宛	一四四七	閏十一月二日 (宝曆六年)	田村村隆書状	伊達重村宛	一四四七	十一月三日 (宝曆六年) 十一月	富田以実意見書 富田以実意見書	伊達重村宛 伊達重村宛	一四五二 一四五二
170	169	閏十一月二日 (宝曆六年)	田村村隆書状	伊達重村宛	一四四七	閏十一月二日 (宝曆六年)	田村村隆書状	伊達重村宛	一四四七	十一月三日 (宝曆六年) 十一月	富田以実意見書 富田以実意見書	伊達重村宛 伊達重村宛	一四五二 一四五二
168	167	閏十一月三日 (宝曆七年)	中島成康意見書	伊達吉村宛	一四三七	閏十一月三日 (宝曆七年)	中島成康意見書	伊達吉村宛	一四三七	十一月三日 (宝曆七年) 十一月	富田以実意見書 富田以実意見書	伊達吉村宛 伊達吉村宛	一四五二 一四五二
166	165	五月三日 (宝曆七年)	柴田成義中島成康連署意見書	伊達吉村宛	一四三七	五月三日 (宝曆七年)	柴田成義中島成康連署意見書	伊達吉村宛	一四三七	十一月三日 (宝曆七年) 十一月	富田以実意見書 富田以実意見書	伊達吉村宛 伊達吉村宛	一四五二 一四五二

## 五

202	201	200	199	198	197	196	195	194	193	192	191	190	189	188	187	186	185	184	183	182
寛政三年六月	寛政二年九月五日	寛政二年九月五日	明和八年正月	宝曆八年九月	宝曆八年九月	十一月廿六日	十一月廿六日													
江戸仙台物置金并譲 金高調書	伊達重村内證金物調書 伊達重村内證金物調書																			
江戸仙台物置金并譲 金高調書	伊達重村内證金物調書 伊達重村内證金物調書																			

223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	
嘉永七年六月 末ノ六日	(寛政 十二月 八日)	十一月	(天明三年) (天明三年)	五月 六日	(寛政 五年)	七月 六日	表江 相出物置 田金大	表江 相出物置 田金大	調書 伊達吉村 讓渡勘定所	調書 伊達吉村 讓渡勘定所	五 月	214	213	212	211	210	209	208	207
神無月	消息	伊達吉村側室津田氏	古田良智存處書	伊達吉村	伊達吉村	伊達吉村	伊達吉村	伊達吉村	伊達吉村	伊達吉村	伊達吉村	伊達吉村	伊達吉村	伊達吉村	伊達吉村	伊達吉村	伊達吉村	伊達吉村	伊達吉村
助先祖由緒書上	福島本陣黒沢八百之	助先祖由緒書上	江預置金調書控	江預置金調書控	江預置金調書控	江預置金調書控	江預置金調書控	江預置金調書控	江預置金調書控	江預置金調書控	江預置金調書控	江預置金調書控	江預置金調書控	江預置金調書控	江預置金調書控	江預置金調書控	江預置金調書控	江預置金調書控	江預置金調書控
佐藤内膳家中杉山理 安政六年正月	佐藤内膳家中杉山理 安政四年正月	佐藤内膳家中杉山理 安政四年五月	佐藤内膳家中杉山理 安政五年十二月十日	佐藤内膳家中杉山理 安政五年七月廿六日	佐藤内膳家中杉山理 安政五年八月八月	佐藤内膳家中杉山理 文久式年八月	佐藤内膳家中杉山理 文久式年八月	佐藤内膳家中杉山理 文久式年八月	佐藤内膳家中杉山理 文久式年八月	佐藤内膳家中杉山理 文久式年八月	佐藤内膳家中杉山理 文久式年八月	佐藤内膳家中杉山理 慶応二年六月	佐藤内膳家中杉山理 正月	佐藤内膳家中杉山理 正月	佐藤内膳家中杉山理 正月	佐藤内膳家中杉山理 正月	佐藤内膳家中杉山理 正月	佐藤内膳家中杉山理 正月	
安政四年五月 七月八日	安政四年五月 七月廿六日	安政五年正月 十二月十日	安政五年正月 七月廿六日	安政五年正月 八月	安政五年正月 八月	安政五年正月 八月	安政五年正月 八月	安政五年正月 八月	安政五年正月 八月	安政五年正月 八月	安政五年正月 八月	安政五年正月 八月	安政五年正月 八月	安政五年正月 八月	安政五年正月 八月	安政五年正月 八月	安政五年正月 八月	安政五年正月 八月	
江馬龜之助先祖清助 事蹟書上	古内左近介家来共由 緒書上写	赤坂龜之助先祖由緒 書上	曾慶大之輔先祖由緒 書上	矢日光紀先祖由緒書 上	佐藤平兵衛先祖由緒 書上	木村助作先祖重景事 蹟書上	小田辺富成先祖由緒 書上写	丹野善右衛門先祖重 景事蹟書上	伊具郡耕野村等三ヶ 上百姓馬上格由緒書	齊藤繁之丞先祖永門 記録抜書上	中川松三郎先祖友頼 事蹟書上	南庸之助先祖次郎吉 事蹟書上	春日作之衛門家譜 抜書	徳川斉昭書状	徳川斉昭書状	徳川斉昭書状	徳川斉昭書状	徳川斉昭書状	徳川斉昭書状
一六〇一	一六〇一	一六〇一	一六〇一	一六〇一	一六〇一	一六〇一	一六〇一	一六〇一	一六〇一	一六〇一	一六〇一	一六〇一	一六〇一	一六〇一	一六〇一	一六〇一	一六〇一	一六〇一	

二月廿九日 島津斉彬書状 伊達慶邦宛  
四月廿一日 島津斉彬書状 伊達慶邦宛  
一六九五  
一六九五

### 『伊達家内秘文書』成立の事情

『内秘文書』には贋写の奥書等はなく、その成立年代は必ずしも明確ではないが、第一冊目の扉書に、「伊達家秘密文書ノ六綴之一」とあり、その左側に「同家古文書目録ニ「欠」トアル分也」とある朱書きは、成立の事情を考えるうえで重要なものと考える。これによれば、『内秘文書』五冊は『同家古文書目録』に「欠」とする文書を集録したものであるから、順序としてまずこの目録の検討から始めよう。

本所には、一冊本と八巻五冊本の二本の『伊達家古文書目録』が架蔵されている。一冊本は、その作成年代は判然としないが、明治二十五年及び三十三年に『伊達文書』<sup>(3)</sup>が影写された際の台帳となつたもの如くで、八巻五冊本に比し極めて簡略なものである。八巻五冊本は、卷一に凡例があつて、それには「明治三十六年十二月／家扶作並清亮謹記」とあり、追加目録というべき巻八の冒頭には「明治四十年八月一日起草 家扶作並清亮」とある。用紙は「史料編纂掛」とある野紙を用い、扉書の記載から「副」本であることが知られる。この目録は、伊達家の家扶作並清亮が編輯したものを本所で贋写したものなのである。目録は原本番号順に記してある。そしてこれが「伊達家古文書」の編纂の際にその道具の一つとなつたものであろうことは、その欄外に見える種々の符号や書き込みによって窺われる所以あり、「欠」の朱書きもその符号の一つである。従つて『内秘文書』の扉書朱註に云う「同家古文書目録」とは、この作並編『伊達家古文書目録』<sup>(4)</sup>（以下「古文書」）を指し、ここに「欠」とする文書を集録したものが『内秘文書』所収の二六四通の文書ということになる。

作並清亮は、亮之進と称し、字は采卿、鳳泉と号した。元来国分氏の世臣で、宮城郡作並邑を領した。幼くして養賢堂に入つて文武諸芸を修むる。

め、十六歳にしてほぼその業を卒え、のち専ら漢籍を修めた。大番士を経て、元治元年養賢堂指南見習となり、權指南に進み塾長を兼ね、仙台戊辰の役の後は私塾を開いて教授していたが、明治四年九月には伊達慶邦の命により家扶に挙げられている。そして邦宗の侍読を兼ね、また『六代治家記録』<sup>(5)</sup>・『樂山公治家記録』<sup>(6)</sup>・『東藩史稿』<sup>(7)</sup>等の編纂に従事し、大正四年七月二十一日に没している。行年七十五歳。「奉仕四十年、家政に参与して忠実勤精、老に至りて渝ることなし」<sup>(8)</sup>などと評されている。厖大な伊達家伝來文書の整理は實にこの作並等の努力によつてなされたものであり、その成果の一つは『古文書目録』となつたのである。作並がその凡例のなかで、「古文書ハ、舊藩政時代ニ御證文方ト称シ、御證文預主立ナル役員ヲ置キ、之ヲ監司セシメラレタリ、戊辰粉擾ノ際、御證文モ亦錯乱ヲ極メ、僅ニ残缺ノ目録ヲ存シ、今其全部員数ヲ知ル能ハス、近來古文書ノ獻進、或ハ購入等ノモノニ據レハ、當時粉失セシモノ、亦少ナカラザルニ似タリ」と記している如く舊藩時代には「御證文方」の管理のもとに伝來した伊達家の文書類も、仙台戊辰の役の際に錯乱を極めたのみならず、流出したものも少なくなかつたようであり、確かに現存文書中にはこれを窺うことができるものも存するのである。従つて伊達家に於ける明治期の文書の整理は、流出した文書の回復という意味からも相当大がかりに行なわれたのであろう。現在仙台市博物館に所蔵されている文書は、全て厚手の包紙を入れて整理されているが、もちろん近來になされたものではなく、明治期に、恐らくは作並等によつて施されたと認めうるものである。

扱て、それでは「欠」の符号は如何なる意味を持つものであろうか。『古文書目録』の一二二六二号は「亨保八年五月長松夫人箇輪とう御紋形式枚包紙夫人御筆」とするものであるが、これには「欠」と朱書きがあったが、墨で抹消したうえ、「秘密文書（欠）ノ借用證書ニ無シ、欠号ニアラズ」と記してある。これによれば、「欠」文書とは「秘密文

「書」を意味するものであることが知られるのみならず、本所で「伊達家文書」編纂のために伊達家より文書の借入がなされた際に、この「欠」文書も含めて一括借入しえたかどうかは疑問であり、少なくとも「借用證書」は別にされていたことが知られるのである。更に「欠」文書の内容を検討していけば、伊達家としては必ずしも人の目に触れることを悦びとしないものであることが理解されるのであり、「秘密文書」とされたことも充分納得できるといわねばならない。そして、一方では「欠」文書の多くが「伊達家文書」に収録されなかつたという事実が歴存するのであるから、「欠」文書は伊達家側の意志が強く働いたため印行不可能となつたと考えるのが妥当であり、換言すれば、「伊達家文書」の出版許可には、伊達家の指定する文書、つまり「欠」文書についてはこれを除外するという条件が付帯されていたといふべきであろう。時の伊達家の当主は子爵伊達宗基であつたが、もちろん宗基自身が厖大な文書を統一的に理解していたとは考え難いから、非公開たるべき文書の存することもその身边に居た者の進言によるのであろうし、厖大な文書群の中からこの「欠」文書を峻別する作業も、多年文書の整理に尽力し『古文書目録』を作成した作並等にしてはじめてなしえたことと思われるのである。

次に、「欠」文書と『内秘文書』の関係を見よう。実は『内秘文書』は「欠」文書のうち二十一通を除いたものが収録されていて、二十一通は「伊達家文書」卷五・七に収録されている。これまで考察してきた「欠」文書の理解からすれば、これは矛盾することであるが、これらの文書とは次に掲げるものである。

(寛文十二年)閏六月廿一日 古内義如書状案  
(享保六年)八月廿三日 遠藤守信意見書  
(享保六年)八月廿三日 遠藤守信意見書  
(享保六年)九月三日 伊達吉村挨拶書控  
(享保六年)

伊達吉村挨拶書控

(原本) (伊達家文書)  
(番号) 所収番号

一〇〇五 一八六六

一二六一 一二四五五

一二六一 一二五四六

一二六一 一二四五七

一二六一 一二五四八

(享保六年)九月九日 伊達吉村挨拶書案  
(享保六年)九月十五日 伊達吉村挨拶書案  
(享保六年)十月十日 遠藤守信請書  
(享保六年)十月十日 遠藤守信請書  
(享保十三年)十一月七日 遠藤守信意見書  
(享保十三年)十二月七日 遠藤守信請書  
(元文二年)十月五日 元文二年十月五日  
(元文二年)十月六日 (元文二年)十月九日  
(元文三年)九月 (元文三年)九月  
(元文三年)九月 正月十七日  
池田継政口上書  
伊達吉村届書控  
本多忠統書状  
伊達吉村意見状  
伊達氏出入司金賦吟味書  
伊達氏奉行意見書写  
奥山良風寢書写(断簡)

上述の「欠」文書の扱いについての伊達家の意向は、これを容認・尊重することなくして「伊達家文書」の出版は不可能であつたろうし、この精神はその後も變ることはなかつたであらうが、研究編纂が進み冊数を重ねるに従い、少なくとも他の文書の関連・利用という意味からもうしても黙視しがたいといいうものが続出するに至つたであらうこととは当然考えられる。原本所蔵者の意志の尊重と編纂担当者の学問的良心の葛藤が伊達家への依頼となり、特に許可され印行しえたのが、この二十一通の文書ではなかつたろうか。ともあれ、この二十一通の文書を除いた「欠」文書を収録したものが『内秘文書』五冊であるから、この成立は少なくとも「伊達家文書」卷七(明治四十四年九月刊)の編纂以降のことと改めて見開文書として纏められたものといいうことができよう。ところが更に、『内秘文書』の全てが印行されなかつたのではない。石川宗弘遺書など十四通の文書(を含む)は、「伊達家文書」の「追加」(卷十)の段階で収録

されているのである。もちろん、これも伊達家との交渉を重ねての結果であろう。既刊の殆んどが大体半年に一冊の割で出版されてきたのに比し、この巻十が「追加」という事情もあるうが、一年半ぶりに刊行されているのは、或いはこの交渉が難航したことによるものかも知れない。とあれ、「伊達家文書」十冊の刊行には種々の苦労が重ねられているのであり、伊達家側の深い理解があつたことに注目しておきたいと思う。それでは、明治年間に「秘密文書」とされたものは、藩政時代にはどのように扱われてきたのであらうか。この点から「欠」文書を精査してみると、一つの特色があることがわかる。すなわち、四代藩主綱村・五代吉村・六代宗村によつて「直封」されて伝來したものが多いことである。例えば、『内秘文書』<sup>(22)</sup>・<sup>(23)</sup>・<sup>(24)</sup>は同一の包紙に收められ、そのウハ書には「諫士ノ延宝<sup>(延宝五年)</sup>八九月三卷」とあり、糊封の上には綱村が花押を署しているのである。吉村の包紙には、花押の他に、<sup>(4)</sup>の如く花押と印章の両方を据えたものもあり、宗村のものは、<sup>(19)</sup>・<sup>(65)</sup>など殆んどが印章である。また、<sup>(28)</sup>・<sup>(30)</sup>の如く、綱村の包紙と吉村の上包の両方が存するものもある。このように元來の文書の包紙の上に、更に綱村等が包紙を施して「直封」し、他見を禁じているのである。綱村の「直封」が最も多いが、その花押は、大半が所謂「三号花押」<sup>(11)</sup>とされるものである。この花押は、大体綱村が從四位下・少将となつた元禄八年十二月以降のもので、同十年七月には「四号花押」とされるものに変化しているから、綱村の直封は元禄九年か十年になされたものということがある。周知の如く、この頃には伊達家の正史である「治家記録」の編纂が開始された。そして、作並清亮が『古文書目録』の凡例で「御證文ノ銘目、何公ノ時代ニ始マルヲ詳ニセス、残缺目録ニ據レバ、其整理ハ多ク遊佐好生・田辺希文等記録編纂ノ次ニ成ルモノニ似タリ、故ニ重村公以下ノ文書御證文方ニ入ラシシテ、各公座右ノ文庫ニ藏セラレタリ」と記している如く、古文書の整理は修史事業と相関関係を以て進められてきた。遊佐好生は、号を木舟といふ、山崎闇斎の門人で、前期仙台藩文

運の支柱となつた儒官であり、綱村の命により『三代治家記録』<sup>(15)</sup>等の編纂に従事し、田辺希文は、崎門の浅井重遠に学び吉村の時に儒官となり、宗村・重村の代に『獅山公治家記録』・『忠山公治家記録』<sup>(18)</sup>の編纂に当つた。『三代治家記録』が完成したのは元禄十六年のことで、同年には綱村編の『伊達出自正統世次考』<sup>(19)</sup>も成稿している。従つて綱村の「直封」は、これらの編纂のため文書類が整理されたことと密接な関係があらうし、恐らくは元禄九年か十年かの或る時期に一括してなされたものが大半を占めるのであらう。もつとも、綱村の包封のウハ書は、その文言からいつても全てが自らの手になるものとはまず考え難いから、文書の整理に従事した儒官等が「直封」すべきものを選択し、且つウハ書もこれを記し、綱村は花押のみを据えたというのが実情でもあつたらう。以上は綱村の三号花押の「直封」について考えたが、その後に「直封」をえたものも若干あり、「改封」を行なつたものもある。吉村及び宗村の直封・改封については省略するが、要するに「伊達家文書」の出版許可がなされる際に非公開文書として指定された「欠」文書は、その多くが舊藩時代から機密文書として特別に扱ってきたものであつたのである。「欠」文書の指定、つまり公開文書と非公開文書の選別には、「直封」の有無がその決定的なメルクマールというわけにはいかないのであるが、少なくとも一つの基準となつたのであらうことは容易に推察できるのである。

注

(1) 架番号2071.23-1 謄写本。

(2) 架番号2071.23-2 謄写本。

(3) 架番号3071.23-1 影写本。三十三冊。影写の年代は次の通り。一～廿

一(一編)は明治十五年九月、廿二～廿七(二編)は明治三十三年一月、  
三編一～五は大正六年十一月。

(4) 敷山(重村)・桂山(齊村)・紹山(周宗)・英山(齊村)・正山(齊義)・龍山(齊邦)の実錄。九十一卷十一冊。国分平・森広畔・作並編。明治

七年成立。

(5) 慶邦の実録。二十八巻十冊。国分・森・作並・佐藤時彦編。明治九年成

立。

(6) 伊達家の古文書を作並が編輯したもの。目次三冊、第一・二・三・四輯各三十冊。第五輯十四冊、計一四七冊。現在、宮城県立図書館(伊達文庫)に所蔵。編輯年代不明。『宮城県図書館郷土文献目録』(同館編、昭和廿九年刊)には「写本(明治四十年前後)」とある。

(7) 伊達慶邦の命により作並が撰述した紀伝体の史書。三十四巻十一冊。大正四年刊。

(8) 『仙台市史』第一冊(昭和四年刊)等。

(9) 例えは、五月十四日付徳川光圀書状(原本番号一〇六一、『内秘文書』

52号の正文)は、一條十郎の献進に係る。同箱の貼紙に「綱宗公之義付徳川光圀卿ヨリ綱村公へ御書翰毫通/明治二十八年十一月 一條十郎呈上」とある。

(10) 『内秘文書』13・19・50・68・69・72・73・83(136)の各号。

(11) 「伊達家文書」卷七の附録「自署花押印章表(一)」参照。

(12) 「伊達家文書」卷五、二〇一〇号文書など。

(13) 「伊達家文書」卷五、二〇三三号文書。

(14) 粟原郡一迫清水村の百姓清兵衛息。祿百五十石。享保十九年十月十六日没。年七十七。

(15) 性山(輝宗)・貞山(政宗)・義山(忠宗)三代の実録。史局總裁田辺希賢。遊佐好生等の編纂になる。

(16) 騎官田辺希賢の子。号を晋斎という。宗村の傳。祿七百石。安永元年十二月十二日没。年八十一。著に、『伊達世臣傳記』・『伊達世臣家譜略』・『封内風土記』等がある。

(17) 吉村の実録。百七拾巻二百五拾冊。田辺希文・児玉秀基編。宝曆八年成立。

(18) 宗村の実録。五十二巻百冊。田辺希文・菅盈次編。宝曆十二年成立。

(19) 冒頭に「伊達氏第二十世從四位上右近衛中將兼陸奥守藤原朝臣綱村謹纂」と記す。

(20) 『内秘文書』17・67号など。

(21) 『内秘文書』50号など。

(22) 「欠」文書の中には、「直封」されて伝来してきたことを確認できぬものもあり、また「直封」されていたが、そのまま「伊達家文書」に収録されたものもある。次の文書番号のものがそれである。

一九二・一九三・二一九・二二〇・一五五九・一八六八・一八八四・一九・一八九九・一九〇三・一九〇六・一九〇七・一九三五・一九三六・一九五四・一九六一・六・一〇〇五・二〇七一・二〇八一・二一九一・二一九二・二一九七・三二〇五・三二二一・二三五八・二三五九など。

### 『伊達家内秘文書』所収の文書について

次に、『内秘文書』のうち主な文書について簡単な説明を施し、併せて若干の私見を述べておきたい。

(1) (9)・(11)は、筑後柳河藩主立花飛驒守忠茂(忠茂の繼室は伊達忠宗の女)が、幕命により万治三年に逼塞・隠居した綱宗に對し、幕閣の内情を伝え、慎み第一であることを諭したもの。(10)・(12)は、これに對し綱宗が返答したものである。既に大槻文彦氏の労作『伊達騒動実録』(乾坤一冊 明治四十二年十一月刊)に「伊達氏史料」十として印行されたいたが(乾・一八)、「伊達家文書」には収録されなかつた。但し、(2)・(6)・(9)・(12)の四通は『伊達騒動実録』にも不収のもの。(13)・(14)は、綱宗が慰能の興行につき綱村に書き送ったもので、幕府に届出のこと、万事自立たぬようによべきこと等が述べられている。(15)・(16)・(34)・(46)は、概ね綱宗がその愛娘「御類」について綱村に述べた書状。類姫は側室黒江氏の腹で、當時涌谷の伊達安芸村元に嫁していたが、綱宗にとつては「最初の娘之中ニも別而愛子」で、「遠方江遣置儀、只今こうくわい」する程であったので、類姫も数年おきには涌谷より江戸に登り、綱宗の「品川屋敷」に逗留できるよう數度にわたつて懇願し、且つ種々打合せを行つてゐる。(17)・(18)は、綱宗が遣料千石の加増を綱村に依頼したもの。(47)・(49)は、綱村が人選の儀につき綱宗の意見を伺つたもの。(52)・(62)は、徳川光圀

が綱宗の行跡宜しからざる旨の風聞を耳にし、息綱條をして確認させたが粉れないとのことで、綱宗の慎しみが肝要であること等を綱村に述べたもの、及びその一件文書である。周知の如く、伊達騒動の発端となつた綱宗の逼害については、これまでに種々の解釈がなされており、近時には綱宗自身の問題というより幕府側にその原因があるとする説も提示されているが、この一件文書によつて明らかなる如く、元禄七年（綱宗五十五歳）の段階でも綱宗の不行跡は世間の取沙汰になるほどであり、幕府陰謀説は成立しないであろう。

(21)は、奉行古内志摩義如の諫言遺書案で、綱村に対するもの。義如は寛文十年の大老酒井忠清邸に於ける原田甲斐宗輔の刃傷事件の実況を知る唯一の生存者で、この諫言遺書案を記した翌月の六月十二日に没している（年四十三）。重要なものであるので、少し詳しく述べよう。全文は十一ヶ条からなる。第一条には、伊達家は代々忠義の家とはいえ、綱村が幼少より大分の領地を恙なく安堵され、殊に去々年の凶事（寛文事件）以後も結構なる仰せ出でにて公儀の厚恩は無類のものであるから、成長に従い忠義の心入れが肝要であることはもちろん身の慎み薄くては忠義は尽しがたいことから始まり、諸事穩道たるべきこと、短慮を捨てられたきこと、小性衆にも怒りの心を止め仁愛を加えるべきこと、学問の志は結構なことであるが、学問の正理は身を修めることが根本で、理發にて人を責める心を以て自らを責められべきこと、などを諭している。第二条以下は奉行・近習の諫言を容れるべきこと、政道については両親の意見より奉行の意見を重んすべきこと、人の召使いようは心底・人格・器量等を奉行その他の役目の衆に篤と尋ね、その上で取立・役儀等を仰せ付けらるべきこと、特定の信任の者に諸事の用を一切仰せ付けるようなことは然るべからざること、家中諸民の困窮しないよう図るべきこと、食物の好嫌いをなくし、成長に従つては色欲の慎みが肝要であること等について諭し、更に「御家中悪人」として茂庭主水・古内造酒助・伊達左兵衛について人物評を行つてゐる。そして、最後は次のように結

んでいる。「右十一ヶ条、為御心得申上候、拙者病氣昨夜中迄不図指重り申、最早残命叵叶奉存候ニ付而、御為第一と奉存計を以、不顧愚暗捧諫言候、将又嶋田出雲守殿迄私存入之遺書指進申候故、則写奉入御披見候、不及申上ニ奉存候へ共、此書面者勿論、出雲守殿へ指進申候遺書之写并惡人之書立、共ニ堅御他見被遊間敷候、聊も御口外被成置候而ハ達而御為不可然奉存候、以上」とある。ここに云う嶋田出雲守（利木）宛遺書及び惡人之書立は、「伊達家文書」（卷四）所収の古内義如遺言状案（一八六八・九号）などを指す。

(22)～(24)～(26)～(33)～(68)～(69)～(78)～(82)は、近習目付・側詰がそれぞれ連署して綱村に呈した諫書。近習目付では武市善兵衛通尚・真山正兵衛某・木幡又右衛門信清・長沼五郎右衛門心貞・宮城与右衛門景始・中地半右衛門実成・永井六之助良重・五島五郎左衛門茲安、側詰では富田二左衛門氏紹・日野玄蕃信友・大松沢甚衛門実泰・橋本伊勢高信が連署している。綱村は若くして学に志し、儒を以て政事の基本となして種々の改革を図るが、あまりにも急でしかも万事礼法に過ぎ、財政は窮乏することとなり、また微細のことまで藩主自らの吟味が行なわれ、その極端な潔癖性と短気な性格から諸役人に對しては厳しい叱責ともなつてあらわれたようであり、「過失少も御座候へハ、御しかり甚被遊候故、御腹立不彼成置候様とそれのみ苦勞ニ奉存、晝夜當座之御用計取かかり罷有候故、以之外氣根草臥、いととの愚案弥以御政務江心を入工夫可仕様無御座」と述べられている如く、綱村の厳しい叱責により近習等が戦々恐々としていた有様であった。諫言の内容は広範にわたるが、例えは綱村の学問についても、「御理発ニ而人を御責被成候御心を以、御身ヲ御責被成置候様ニ」とか「上邊計御學問被遊候故、御身之御修行を薄、人ヲ厚ク御責被成候故、諸人和不申、只今ハ御下中却而御學問被遊候を嫌申候様ニ罷成」ったなどと辛辣に述べられている。(63)～(64)は、綱村の養嗣子吉村が綱村に諫言したものの、及びその綱村の挨拶書である。しかも、元禄十四年頃にはこれらの諫言は、「世間江相聞」えるまでとなつたから

であろう、老中稻葉丹後守正通は内々綱村に隠居願を提出するよう勧言することになる。正通は綱村室仙姫の父で、これまで綱村に種々の助言と援助を惜しまなかつたから、伊達家の安泰を考へての措置であつたろう。(20)は、この勧言についての吉村の存慮が如何なるものであつたのは判然としないが、綱宗がこれに賛同したもの。(55・66)は、奉行遠山帶刀良雄・中村日向成義・津田民部春康・布施和泉定安が綱村に提出した起請文で、正通よりの隠居の勧言は家中より依頼した結果によるものではないことを誓つたもの。綱村の隠居は元禄十六年八月二十五日のことである。以上の綱村に対する諫書は、身上・政事等多岐にわたり、且つ具体的であり、仙台藩前期の政治理念や藩主権の在り方などを考へるうえでも重要なものであろう。

(84)・(86)は、綱宗の女夏姫(のち清姫)の祝言に関するもの。(87)・(89)は、綱宗息村直の出府のことに関するもの。(93)・(99)は、綱村と稻葉泰応(正則)の間に起つた事件についての綱村と稻葉正通の往復書簡。互に文書の返却乃至破棄のことが付記されている。(100)は、林弘文院(春勝カ)が伊達家よりの「十八見聞書」・「文明年中奥州一揆之事」・「暦久記」・「東鑑」についての問合せに答え、并せて年来方々より借入し写し置いた文書のうち伊達家関係文書七通を参考に書き送つたもの。一部の文書は、「結城古文書(有造館本)」乾・「白川證古文書」等として『大日本史料』の該当箇所にも戴せられて いる。必ずしも秘密文書というべきものではなく、〔別本〕伊達家文書にも収録されている。(101)・(103)は、徳川綱條より綱村・吉村父子が「八重姫」(鷹司有隣軒実輔の女。同房輔の養女、更に將軍綱吉の養女となり、元禄十年四月十八日に水戸少将吉孚と婚約、翌十一年六月十三日に入興)の賀儀に招請されたことに関するもの。

(104)・(144)は、吉村の財政改革に関するもの。吉村(黒川郡宮床伊達宗房の長子、元禄八年十一月綱村の養嗣子となる)は元禄十六年八月に襲封し、爾來寛保三年七月に病のため退くまで、その治世は四十年の久しきに及び、

その間非常な熱意を以て内政改革に當り、財政の再建・文武の奨励・綱紀の肅正・士氣の振作・産業の振興等につとめ、後世「御中興の英主」と称されることになるが、吉村の執政の最大の課題は、綱村の代に窮極に陥つた伊達家財政の建て直しにあつた。すなわち、襲封した翌月の九月二十五日には早速に儉約令を出し、矢継ぎ早やに種々の対策を施したが、火災・洪水等の頻発もあって窮屈した事態から容易に脱脚できなかつた。そこで、これまでの手伝金・儉約令などという単純安易な政策に代つて新規の施策が行われることになり、この中心になつたのが出入司岩淵安次であった。安次は、茂兵衛・隼人と称し、元禄十五年七月使者番となり、江戸番馬上・武頭目付・使番・郡奉行を経て出入司となり、享保三年十二月の江戸上屋敷の類焼を機に頭角を現わし、吉村中期施政において財政改革を推進することになる。そしてこの功により京保八年三月には百石を加増されているが(合せて六百石)、同十一年八月に失脚する。吉村の期待に反し、充分その成果を上げることができなかつたからで、却つて、家中の難儀を招いたとして家禄も没収される。この岩淵安次意見書は、一部が「伊達家文書」卷十(三四〇一・二号)に収録されているのでここでは(130)・(137)についてのみ触れておく。前者は「江戸御國納方御遣方大図考」と題するもので、歳人十一万千三十両、歳出十一万一千八百二十五両、指引七百九十五両の不足、と概算されている。大体の藩財政の様子が窺われよう。後者は「江戸京都御借金高大図改」と題するもので、「江戸京都御借金元利井御買懸り金」五十五万五千百六十四両、同「相減候金高」が、二十七万八千百三十八両、残りの二十二万七千二十六両は「来年より三ヶ年程ニ御皆済之積り」としている。如何に莫大な借財があつたかが知られるであろう。

(147)・(159)は、伊達家が、稻葉越中守正頼の家督相続の際に五千両を貸与したことに関するもの。(160)・(164)は、伊豫宇和島藩主伊達宗昭(宗賛)が支藩吉田の伊達村豊の家老荻野主税の罷免及びその後任について、吉村

に種々相談したもの。(165)～(167)は、宗村が和歌・文学・有職・武芸等についての意見書を綴ったもの。

(166)は、「大君御遺書」と題するもので、「宗公御遺書」・「御当家御軍立」等についての吉村の遺言を記した宗村の覚書である。

(168)～(169)は、重村の代始めに身上・政事の儀について上申した重臣・近臣等の意見書が主なもの。重村の襲封は宝暦六年七月九日のことで、時に十五歳の若年であった。加えて奥では先君宗村の側室蓮台院佐野氏

の「不届」、表にて奉行津田丹波定康・奥山主計良風の「我意」など、誠に重村の治世は最初から不安定なものであった。(180)は、このような状況のなかで一門伊達安房村実等五名が連署して政事向の意見を呈したもの。

すなわち、「只今迄之御政事ニ而者、國家之不案堵御座候間、御作法も被相改可然」きことを勧言し、奉行葦名豊前盛寿・津田丹波定康の罷免・大条監物道頼・中島伊勢成康・但木土佐顯行の奉行任命を建白するのである。(170)～(172)～(179)は、この儀について重村に対し叔父の一関藩主田村下総守村隆が種々の存慮を述べたもの。(171)は、津田・奥山・葦名三名の罪附吟味書である。伊達村実・柴田満朝・大条道頼・中島成康・遠藤善信が連署している。津田等には「其身共申上候事ハ不被遊御用、(柴田満朝)・(遠藤善信)・(内匠)等申事計ヲ御用被遊候上ハ、手下ニ付候者ハ堀田相模守江直訴可致杯と申様なる過言」さえあつたが、田村等の適切な処置により直訴の危惧も解消し、宝暦六年閏十一月十九日に津田・奥山両名の罷免、同二十八日に葦名の罷免・閉門、奥山の終身逼塞、津田の禁錮といふことで一件落着する。藩政の非常時における一門勢力の発言権は、後期に至っても強大で、これを左右する力を持つていたことを示すものである。津田等は先例の軽視・我意の振舞い多く、これが罪に問われたのであるが、注目すべきは、これに組する諸士も少なくなく、寛文事件の如き家中騒動ともなりかねない状況であったことである。(183)では事件後の人心の安定に特に意を用いるべきことを指摘し、「根本を御罰シ被遊

候上ハ、枝葉之害ハ縦少々之義候共恐」れるに足りず、家中の疑心横行こそ「御政事之甚害」であると述べている。伊達氏の特殊な家士制度の在り方を考える上で、これらの文書は重要なものであろう。また(168)・(169)・(183)の奉行の意見書は、藩主としての在り方等を考える上で有益なものである。一端を示せば、(168)には、「御聰明之儀、不及申上候義奉存候、尤御聰明に不被成御坐候而ハ不罷成御事、夫々ニむかひ御判断被遊候義ニ無之候而ハ、御大國百万之士民被召仕、御政事を被為執候ニハ不罷成候御義ニ御座候処、右申上候通御聰明ニ被遊御座候御義、恐懼至極之御義奉存候、扱又御一言之御判断を以大勢之安危にも相掛候義ニ御座候」(中略)つまる所ハ榮も憂も衆と共に仕心底ニ無之候而ハ、上向ハ理屈宜義も人心服し不申候かと奉存候然者才智計を高く仕候様ニ相成候而ハ、却而人悦不申義と奉存候、愚にかへり人心の趣所を心付」けられるようとに述べ、「御前之御勤とてハ、右之士民を御なつけ被遊、御国内を御治被遊候外ニハ無之御事ニ御座候條、随分御仁愛ニ被遊、諸事御すなをに被遊候義肝要」である云々と述べてある。(169)では、「御主君様御持前之御勤」は国政の外にはないこと、学問は国家のために用いるべきこと、気性の小さいのは、「御英才之御害」であること、吝嗇の風を改め、「御国政ハ賞罰の二ツ」にあること、縁戚・兄弟と睦まじくすべきこと等を意見している。(184)～(193)は、近習富田郷助以実の意見書。以実は重村の代始めを「忠山様御恩奉報上候義ハ、此御時節与覺悟相極」め、世上の風聞もあわせ記したもの。(184)の身持ちを慎むべきことを述べた一節では、「此節何儀を指置、先以、御前御身持を御大切ニ被遊、御慎可被遊候、御側之者初心心を感動被遊候ハ、御一国ニ及候而、明君・善君と可奉様候へ、何程之変有之候而も、少も御国家動搖申事無御座候、アント安治之國も一人之君惡敷候へハ、一年二年、破滅仕一天下之亂も君一人之徳ニ而太平ニ罷成候間、只今迄不忠・不直之臣も君御老人之御心ニ隨ヒ、忽ニ改り善人ニ罷成申御事御座候間、此所を御平生御戒可被遊御事与奉存候、御下

を責させられ候御心を御引返ン被遊、御自身を御責メ可被遊御義与奉存候」と意見している。重村は若年かつ病弱ながらも、奉行等の意見を容れて藩主としての勤めに励んだようであるが、「隨弱」・「退屈」・「鬱滯」の氣性は次第に激しくなり、ために財政は年毎に窮乏し、殊に宝暦五年の大飢饉以後は毎年のように領内は水害・冷害・旱害に悩まされ、財政難に拍車をかけ、怠惰無能の重村は寛政二年六月二十三日に隠居する。<sup>(200)</sup> <sup>(219)</sup> は、この時の譲金の書立等である。<sup>(207)</sup> は、吉村隱居の際の譲金三万三千八百両と卒去の際の譲金一万六千八百二十四両三歩は、宗村の譲金では三万三千八百両となり、重村の治世後期には買米本金にも事欠く窮状を呈していたことを示すものである。<sup>(223)</sup> <sup>(239)</sup> は、殉死・武功勳功の諸士の事蹟書上げ等で、慶邦の代に徵されたもの。<sup>(240)</sup> <sup>(243)</sup> の徳川斉昭・島津斉彬書状は、「伊達家文書」卷九所収のもの（三〇四一・二号、三〇三三号）とそれぞれ関連するものである。

### おわりに

以上、「伊達家文書」に収録されるべきものであつたに拘わらず、伊達子爵家の意向で印行できなかつたものもかなりあつたことを述べ、本所蔵の『伊達家内秘文書』を紹介して若干の考察を行つたのである。すなわち、「伊達家文書」の出版に当つては、全ての文書の出版許可が得られたというより、むしろ伊達家として「秘密文書」とすべきものがあり、これは除外されていたのである、その後、一部は「伊達家文書」卷五及び七の研究編纂の段階で解禁されて収録・印行されたが、その他は非公開の文書として賛写集録されたのが、『伊達家内秘文書』五冊であった。ここに所収の文書は、「伊達家文書」十冊を補うものとして重要なものであることはいうまでもなく、これによつてしか具体的に把握しがたい問題も少なくない。それらの興味ある二三の考察は紙幅の都合により別稿に譲らざるを得なかつたが、文書目録と共にその主なものは

内容についても略述したので、その大体については知られるであろう。『内秘文書』のうち若干は「伊達家文書」卷十で追加印行されたが、大半は「秘密文書」のまま伊達家の奥深く原本は藏せられ、本所の贋写本もまた丸秘の史料として他見が禁じられてきたため、伊達家伝来文書の主要なものは殆んど、網羅的に出版されているという考え方生じたともいえる。しかしながら、上述の如く當時としては寵むを得なかつたことであり、この「秘密文書」の扱いに拘泥し、他の文書についても出版をみなかつたとしたら、それこそ学問発展のために大きな損失となつたというべきである。